

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



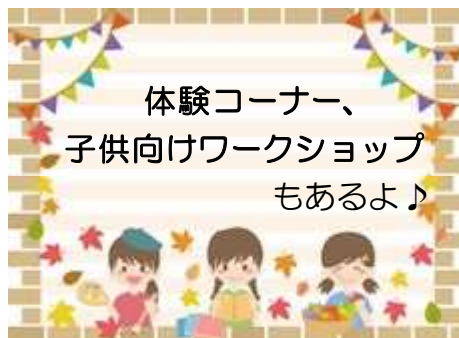
第44回消費生活展を開催します！

日時：令和7年11月8日（土）

午前10時～午後3時

場所：東大阪市立消費生活センター

アンケートに答えていただくと記念品がもらえます。
（お菓子、キッチンカー（焼き芋、ベビーカステラ他）、
野菜などの販売実施。ガラガラ抽選あり。）



体験コーナー、
子供向けワークショップ
もあるよ♪

「〇〇ペイで返金します」に注意！

～代金を返金するふいをして、送金させる手口に気を付けて～

（事例）

インターネット通販で12000円のスニーカーを注文し、代金を銀行振込した。その後事業者から「欠品しているため注文をキャンセルします。払い戻しは〇〇ペイで行います」とメールが届き、LINEの友達登録をするよう指示された。画面共有し、言われるがまま〇〇ペイで数字を入力した結果、相手に5万円送金していることがわかった。

手口

- ① ニセの通販サイトで注文させる
- ② 「欠品のため返金する」と連絡がある
- ③ LINEで友達追加させる
- ④ コード決済アプリ（〇〇ペイ）での返金を装う
- ⑤ LINE通話で画面共有させ、アプリの操作を指示
- ⑥ 返金してもらわずに送金してしまう

アドバイス



注文しようとするサイトに不自然な点がないか（価格が極端に安い・日本語が不自然・支払方法が限定的など）を確認しましょう。また振込口座が個人名義の場合は注意しましょう。

返金手続きといいながら、消費者に送金手続きをさせる事例が増えています。

「〇〇ペイで返金します」と言われた場合は、詐欺をうたがってください。

決済アプリの操作は他人に委ねず、自分の意思と判断でおこないましょう。

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで

